

安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金

－ 令和 7 年度 応募の手引き －

安城市では、中小企業の新事業展開への意欲を促進するため、市内中小企業者の新製品・新技術等の開発費用の一部を補助する制度を設けています。

補 助 対 象 者	製造業、建設業、情報通信業の一部（詳細は「2 補助対象者」に記載）を営む中小企業者であって、法人の場合は本社、個人の場合は住所または主たる事業所を市内に有するもの
補 助 対 象 事 業	新製品・新技術等開発事業 （令和 8 年 2 月末日までに終了するもの）
補 助 対 象 経 費	新製品・新技術等の開発に要する経費（税抜）の一部
事 業 区 分	共同開発事業 対象者が中小企業者、大学等、公設機関又は公設試験研究機関と共同して行う対象事業 単独開発事業 対象者が単独で行う対象事業
補 助 率	補助対象経費の 1 / 2 以内 ※環境負荷の低減が見込まれる事業については補助対象経費の 2 / 3 以内
補 助 額	事業区分によって補助額が異なります。 共同開発事業 1 共同体あたり最高 3 0 0 万円／年度 単独開発事業 1 社あたり最高 2 0 0 万円／年度
選 定 方 法	外部有識者の意見を聴取し、安城市が選定します。
申 請 手 続	下記公募期間内に申請書類を直接、安城市へ持参してください。 （申請書様式は安城市公式ウェブサイト「望遠郷」からダウンロードできます。）
公 募 期 間	令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）～ 令和 7 年 2 月 2 1 日（金）
問 い 合 わ せ 先	安城市産業部商工課工業労政係 〒4 4 6 － 8 5 0 1 安城市桜町 1 8 番 2 3 号 電 話：0 5 6 6 － 7 1 － 2 2 3 5（直通） F A X：0 5 6 6 － 7 6 － 1 1 8 4

令和7年度 安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金

手続きの流れ

時期	補助対象事業者	安城市
令和6年 12月20日から	安城市ウェブサイト「望遠郷」より申請書類等のダウンロード	公募開始
令和7年 2月21日まで	計画申請書等 提出	ヒアリング後 申請書類受理
令和7年 3月中旬まで		審査
令和7年 4月上旬	審査結果 受理	審査結果 通知
採択結果通知日から 30日以内	補助金等交付申請書 提出 事業の実施開始 ※交付決定前に支出 した経費は対象外	簡単なヒアリング後 申請書類受理 交付決定 通知
令和8年 2月末日まで	補助事業等実績報告書 提出	簡単なヒアリング後 報告書受理 成果物確認のため 現地訪問
実績報告から2か月程度	補助金受給	補助金交付

1 事業の目的

この補助金は、安城市内の中小企業等の新製品・新技術等の開発に要する経費の一部を補助することで、中小企業の競争力向上を図るとともに、新事業展開への意欲を促進するため、本市の産業振興に寄与することを目的としています。

2 補助対象者

以下の全てに該当する者とします。

- (1) 日本標準産業分類（令和5年7月改訂）の大分類【D－建設業】又は【E－製造業】又は小分類【391－ソフトウェア業】、小分類【392－情報処理・提供サービス業】（細分類3923－市場調査・世論調査・社会調査業及び細分類3929－その他の情報処理・提供サービス業を除く。）又は中分類【40－インターネット附随サービス業】（以下「ソフトウェア業等」という。）を営んでいること。
- (2) 法人の場合は市内に本社、個人の場合は市内に住所又は主たる事業所を有すること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であること。

【参考：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者】

主たる事業の業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・ソフトウェア業等	3億円以下	300人以下

※「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば中小企業者となります。

- (4) 安城市中小企業コーディネーターの訪問及び事業内容のヒアリング等必要な調査を受けること。
- (5) 安城市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (6) 代表者、役員、使用人等応募者に関係する人材及び応募者の実施事業において、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等と密接な関係を有するものでないこと。

3 補助対象事業

以下の全てを満たす事業。

- (1) 製造業又は建設業又はソフトウェア業等に関するもの
- (2) 新製品若しくは新技術等の開発又は既存製品の高付加価値化を目的としたもの
- (3) 補助対象経費（詳細は4 補助対象経費に記載。）の総額が20万円以上のもの
- (4) 補助金等交付申請書を提出する年度の2月末日までに完了するもの
- (5) 市長から事業計画について採択を受けたもの
- (6) 以下のいずれにも該当しない事業

ア 主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託するもの

- イ 新製品、新技術等の開発全部を外部へ委託し、企画だけを行うもの
- ウ 公序良俗に反するもの

4 補助対象経費

補助対象者が自社単独または産学等連携により共同で新製品・新技術等の開発を行う際に要する経費のうち、次に掲げるもの。※消費税を除く

(1) 補助対象経費

原材料費及び副資材費	原材料及び副資材の購入に要する経費
工具、器具その他の備品購入費	工具、器具その他の備品購入に要する経費 ※ただし、税抜き単価50万円未満のものに限ります。
機械及び装置のリースに要する経費	機械及び装置のリースに要する経費
外注加工費・外部委託費	外注加工・外部委託に要する経費 ※補助対象経費の大部分を占める場合は、審査により、不採択となる可能性があります。

(2) 補助対象外経費

- ア 汎用性の高いもの（パソコン、プリンタ、ソフトウェアなど）の購入又はリースに要する経費
- イ 共同開発における共同開発者間での取引に要する経費
- ウ 外部委託機関が支出する機械装置等の購入又はリースに要する経費
- エ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ア 交付決定日以前に発注、購入、契約等に要した経費は補助の対象となりません。
- イ 共同開発事業に際しては、共同企業等との書面による契約の締結が必要です。
- ウ 同一事業について、国若しくは他の地方公共団体の助成又は安城市の他の助成を受けている場合、その部分は補助対象経費から除きます。

5 補助対象事業区分

事業区分及び定義については下記のとおりとなります。

事業区分	定義
共同開発事業	対象者が中小企業者等、大学等、公設機関又は公設試験研究機関と共同して行う事業
単独開発事業	補助対象者が単独で行う事業

6 補助金の額・補助限度額

(1) 補助金の額

補助対象経費の2分の1です。

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

※環境負荷の低減が見込まれる事業については、補助対象経費の3分の2です。

(2) 補助限度額

ア 共同開発事業 300万円

イ 単独開発事業 200万円

(3) 補助率・補助対象金額全般にわたる留意事項

ア 補助金は、年度内に採択された件数に応じ、予算の範囲内での配分となるため、交付決定額は申請額から減額される可能性があります。

イ 単に外部委託先である場合や、技術の導入指導にとどまる共同作業・活動は、共同開発とはなりません。

7 応募について

(1) 応募方法

応募にあたり、申請する年度における当該研究開発等事業内容に関して、「安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金計画申請書」（様式第1）に下記の書類を添付し提出してください。なお、様式は安城市公式ウェブサイト「望遠郷」からダウンロードできます。

ア 安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金申請事業計画書（様式第2）

イ 直近の決算書（法人）又は確定申告書（個人）の写し

ウ 登記事項全部証明書（法人）の写し（3ヵ月以内に発行されたもの）

エ 市税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し（3ヵ月以内に発行されたもの）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 公募期間

令和6年12月20日（金）から令和7年2月21日（金）まで

(3) 応募方法

窓口へ直接持参してください。※郵送での提出は不可です。

(4) 応募全般における留意事項

ア 応募にあたっては、事前に安城市商工課工業労政係へ連絡してください。

イ 事業内容について具体的な質問等にも説明できる方が応募の手続きをしてください。窓口にて開発事業の内容等について簡単にヒアリングを行います。

ウ 応募後においても、必要に応じ、追加資料の提出依頼や事業内容に関するヒアリングを行う場合があります。

エ 応募書類は審査のためにのみ使用します。なお、提出いただいた書類は原則として返却しません。

8 審査から採択結果公表まで

採択案件の決定にあたり、次の事項を実施します。

(1) 採択決定方法

下記審査基準に基づき、外部有識者の意見を聴取し、安城市が決定します。原則、書面審査としますが、必要に応じてヒアリングや現地確認を行う場合があります。なお、同点の場合は、過去の採択回数が少ない応募者を上位とします。

(2) 審査基準

ア 開発意義

- (ア) 研究開発成果物の明確性
- (イ) ニーズ想定 of 明解性
- (ウ) 開発品や技術及び工程改善の魅力
- (エ) 想定される競合に対する優位性
- (オ) 市場への影響力

イ 経営への影響

- (ア) 経営的必要性
- (イ) 研究開発成果物の将来性（商品戦略・営業戦略・技術戦略・生産戦略など）

ウ 実現性

- (ア) 課題設定の明確性
- (イ) 開発計画の妥当性
- (ウ) 開発能力

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、決定後速やかに採択・不採択の結果を文書にて通知します。なお、審査内容に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 採択事業の公表

採択事業となった場合には、原則として、企業名・事業名・事業内容等の概要を安城市公式ウェブサイト「望遠郷」等で公表します。

9 採択を受けてから

(1) 交付申請

事業採択の通知日から30日以内に、「安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金交付申請書」（様式第4）に下記の必要書類を添付し提出してください。申請事業者に対して「安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金交付決定通知書」（様式第7）を送付します。交付決定日以降に発注、購入、契約等に要した経費が補助対象経費となります。

（必要書類）

- ア 安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金事業計画書（様式第5）
- イ 安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金収支計画書（単独開発用）（様式

第6 その1) 又は安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金収支計画書
(共同開発用) (様式第6 その2)

ウ 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 計画の変更

交付決定を受けたのち、交付決定額に影響を及ぼす経費変更やその他事業計画に大幅な変更があった場合、又は、同一事業が国、県その他の機関等の補助事業に採択され、それを受けることとなった場合には、速やかに市に変更又は中止の報告をし、「安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金変更申請書」(様式第8)を提出してください。この場合審査により、交付決定額の全額又は一部を減額することがあります。

(3) 実績報告

採択事業の完了日から起算して30日を経過する日又は補助金交付申請書を提出する年度の2月末日(2月末日が閉庁日の場合は直前の開庁日)のいずれか早い日までに「安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金実績報告書」(様式第11)に以下の書類を添付し提出してください。

(必要書類)

ア 安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金事業実績書(様式第12)

イ 安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金収支決算書(単独開発用)(様式第13その1) 又は安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金収支決算書(共同開発用)(様式第13その2)

ウ 経費に係る書類の写し

(ア) 発注書又は契約書(必要に応じて)

(イ) 納品書(必要に応じて)

(ウ) 請求書(必要に応じて)

(エ) 支払内容を証明できる書類(領収書や振込明細書など)

エ 補助金等交付請求書

オ 共同開発であることを証明する契約書等の写し(共同開発の場合に限る)

カ 完成試作品等の写真

キ その他市長が必要と認める書類

(4) 補助金の交付

ア 同一補助対象者による補助金の交付は、1年度あたり1回までです。

イ 安城市ものづくり企業研究開発推進事業補助金実績報告書(様式第11)の提出後、交付額を確定したのち、ご指定の口座へ振込みます。なお、実績報告書の提出から補助金の交付まで2か月程度かかります。

(共同開発事業の場合、申請事業者に一括で交付します。)

(5) 補助事業完了後

ア 補助対象事業に関する会計書類は補助金交付から5年間保存してください。

イ 補助対象事業の完了後、市が実施する補助事業に係る調査等へのご協力をお

願います。

ウ 補助事業完了後も、補助事業で取得した備品等を適切に管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用をしてください。

エ 本事業の要綱や交付決定時の条件に違反したとき、補助事業の申請・報告等で不正な行為があったとき、補助金の運用を不適切と認めたときは補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることがあります。